

開 会 午後1時30分

○議長（阿部六平君） 皆さん、暑いところご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、平成24年第6回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部六平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

9番、金崎悟朗君及び10番、後藤高明君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部六平君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第 3 議案第 56号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の制定について

日程第 4 議案第 57号 大槌町役場位置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 58号 大槌町部局設置条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 59号 工事請負契約の締結について

日程第 7 議案第 60号 工事請負契約の締結について

日程第 8 議案第 61号 工事請負契約の締結について

日程第 9 議案第 62号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第10 議案第 63号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

日程第11 議案第 64号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第

2号) を定めることについて

日程第12 議案第65号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号) を定めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第3、議案第56号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の制定についてから日程第12、議案第65号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号) を定めることについてまでの10件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平野公三君) 私から、平成24年第6回大槌町臨時議会に係る議案10件の議決事件について、一括して提案申し上げます。

議案第56号から議案第58号までの条例の制定及び一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第56号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の制定につきましては、子どもの健全な育成及び子育てに取り組む保護者の経済的支援の充実を図るため、所得制限を撤廃し、医療費助成の対象年齢を小学校就学前から中学校卒業時まで拡大しようとするものであります。

議案第57号大槌町役場位置に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災津波により役場庁舎が壊滅したため、現在、緊急的に用意をした仮設ハウスを庁舎として使用しています。復興をなし遂げるため、通常の事務事業と復興に係る膨大な事務事業を人員の増強を図りながら推進することが必要であり、現在の執務室は狭隘であり、また耐震面及び衛生面に不安があることから、旧大槌小学校を改修して応急的に庁舎とし、大槌町役場の位置を変更するものであります。

議案第58号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例については、当町の復興の取り組みにおいて中長期的な観点から大槌ならではの復興まちづくりが求められており、町政の総合的な企画及び調整などを担う部門を創設するものであります。創設する部門の名称については総合政策部としております。

また、産業振興部の所掌事務である国土調査業務について、土地利用の総合的な観点から地域整備部の所掌事務に移行するものであります。

なお、本条例の一部改正により、町長部局は4部1局体制から5部1局体制となるものであります。

議案第59号から議案第61号までの工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号工事請負契約の締結については、東日本大震災津波により被災し、汚水処理機能を失っている漁業集落排水処理施設のうち、処理場の土木施設及び建築施設に係る復旧工事を実施するため、指名競争入札による入札を行い、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第60号工事請負契約の締結については、東日本大震災津波により被災し、汚水処理機能を失っている漁業集落排水処理施設のうち、処理場の電気設備に係る復旧工事を実施するため、指名競争入札による入札を行い、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第61号工事請負契約の締結については、東日本大震災津波により被災し、汚水処理機能を失っている漁業集落排水処理施設のうち、処理場の機械設備に係る復旧工事を実施するため、指名競争入札による入札を行い、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第62号損害賠償額の決定及び和解については、本年6月7日午後1時15分ごろ、吉里吉里一丁目1番20号付近の町道吉里吉里4号線を走行中、道路上のグレーチングを踏んだ際、グレーチングがはね上がり、車両に損傷を与え、道路管理者としての損害を賠償するもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償額の決定及び和解について議会の議決を求めるものであります。

議案第63号から議案第65号までにつきましては、各会計の平成24年度補正予算であり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第63号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、復興まちづくり会社出資金及び大ケ口地区ほかの災害公営住宅用地取得費等を補正するもので、歳入歳出予算に5億6,342万8,000円を追加し、歳入歳出総額を306億6,208万円とするものであります。

議案第64号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、下水道事業計画調査測量業務委託料を補正するもので、歳入歳出予算に3,000万円を追加し、歳入歳出総額を20億2,525万4,000円とするものであります。

議案第65号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、漁業集落排水処理事業計画調査設計業務委託料を補正するもので、歳入歳出予算に1,100万円を追加し、歳入歳出総額を7億3,678万4,000円とするものがあります。

以上、議案10件に関して一括で提案理由を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○

日程第3 議案第56号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第56号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 大槌町すこやか子育て医療費給付条例案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第56号の1ページをお開き願ひます。順次ご説明いたします。

第1条、目的につきましては、子どもの医療費の一部を給付することにより、子育てに取り組む保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成及び安心して子どもを生き育てることができる社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

第2条は、用語の定義を規定しております。

第3条、受給者につきましては、町内に住所を有し、医療保険各法の適用を受ける中学卒業までの子どもを給付対象とすることを規定しております。

第4条、受給者の制限といたしまして、他の類似の制度、乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付制度及びひとり親家庭医療費給付制度を受けることができる者を適用除外とすることを規定しております。

第5条、給付の額につきましては、第1項では外来の場合は月額1,500円、入院の場合は月額5,000円を負担していただき、これを超える額を給付することを規定しているところでございます。

2ページにまいりまして、第2項につきましては、第1項の規定の除外といたしまして、出生から3歳に達する月まで、あるいは市町村民税非課税の場合には、自己負担がなく医療費全額を給付することを規定しているところでございます。

第3項では、入院に係る給付の場合、食事療養標準負担額と生活療養標準負担額相当額を給付対象から除くことを規定しております。

第6条、受給者証の交付申請につきましては、給付を受ける場合には受給者証の交付申請を要することを規定しております。

第7条、受給者証の交付につきましては、第6条の交付申請後、町において審査の上、受給者証を交付することを規定しております。

第8条、受給者証の再交付につきましては、受給者証の破損、亡失の再交付申請について規定しております。

第9条、受給者証の提示につきましては、給付手続といたしまして、受診日に医療機関等の窓口を受給者証を提示することを規定しております。

第10条、給付の申請につきましては、受診後、医療機関等の窓口で一部負担金を支払った後に、町に対して給付申請をしていただくことを規定しております。

第11条、給付の決定につきましては、第10条の給付申請後、町において審査の上、給付金を支給することを規定しております。

第12条、届出の義務につきましては、受給者証記載事項等の変更、資格喪失あるいは交通事故等の第三者行為による受診の場合の届け出の義務を規定しております。

3ページにまいりまして、第13条、給付の制限につきましては、受給者が疾病や負傷に係る損害賠償を受けたときの給付額の返還について規定しております。

第14条、受給権の保護につきましては、給付を受ける権利の譲渡、あるいは担保に供することを規制する取り扱いを規定しております。

第15条、不正利得の返還につきましては、不正の手段より給付を受けた場合の返還について規定しております。

第16条、委任につきましては、施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則につきましては、条例の施行日を平成24年10月1日とすることを規定しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎君。

○12番（野崎重太君） このことについては、別にどうということはないんですけども、今の世の中は時期が時期的にこの災害ということで、花巻、盛岡あるいは紫波だとかい

ろいろなところに大槌町から避難しているというか、そういう人たちもいる。だから実際的に住所は大槌町にあるんだけど、向こうに行って学校に入ったという人もいるかもしれない。そういった子どもたちに対してはどうしていくのか、実際的には。現実的にそういうことがある場合にはどうしてやるのか。その辺のところをお願いします。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） これにつきましては、7月以降、8月くらいになりますけれども、広報もしくはホームページ、ウェブの投書のほうでお知らせをしたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） お知らせはわかるけれども、例えば住所は大槌で現住所は盛岡なら盛岡となっている場合も対象になるのかならないのかという、そこです。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 住所が大槌町であれば、皆さん対象になります。（「いや、盛岡市になった場合」の声あり）盛岡市が住所になった場合は、対象外になります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第56号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第57号 大槌町役場位置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第57号大槌町役場位置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第57号大槌町役場位置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

大槌町役場の所在地を大槌町新町1番1号から大槌町上町1番3号に改めるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 現在改修工事をやっているわけですが、進捗状況はどのようなになっているか、その辺お聞きします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 7月末の完成を目指して今工事を進めております。何とか中のほうについては下地の関係は終わっています、あとは中の仕上げをやっています。今外に網を張っております。今外壁工事をして、これから仕上げるという状況になっています。あと、エレベーター等については、それらもこれからやることになっています。がわはできています。あとはエレベーターを設置するだけです。

あと、電気設備とか機械については、配管とか配線はすべて終わっています。これから建築に合わせた照明器具とかいろいろな機能を取りつけるという状況にあります。7月31日の7月末までの引き渡しを目指して工事を進めています。

ただ、当初7月中の末に完成という予定だったんですが、外構工事のほう若干まだ間に合わないという状況にあります。というのは、現場の我々以外に、仮設プレハブを撤去しないと何もできないという状況。引っ越した後に工事をするようになります。とあったことで、外構工事と、あと発電機を3台から5台にふやして、ここは受注生産、これは若干おくれるという状況になっています。ただ、引き渡しはいずれ7月を目指して、8月初めには引っ越しできる形を考えています。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） わかりました。かつて藩政時代にはあそこに代官所があった場所なわけですが、この住所を見ると上町1番3号となっておりますが、漠然的に自分の考えとしては、あそこが1号になるのではないかなと思いますが、1号の住所というかその辺はどうなりますか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） この所在地のところは旧大槌小学校の番地になりますので、1番3号という形で今回提案しています。

- 議長（阿部六平君） 阿部義正君。
- 13番（阿部義正君） 1番1号というところの場所を教えてください。
- 議長（阿部六平君） 財政課長。
- 財政課長（澤館和彦君） 1番の1号というのは小学校の後ろに何件か家があるんです。吉岡さんとか金崎さんとかある。そこが1番1号になるんです。そして、学校は大槌小学校としてあった時点から上町1番3号というふうになっています。
- 議長（阿部六平君） 野崎君。
- 12番（野崎重太君） 住所は新町1番1号から上町1番3号、それは住所だからこれはしょうがないんでしょう。だけれども、もともとは大槌小学校だったから、それを仮設校舎云々言いながら今の改築になっていっているんですけども、これが大槌町の役場、本庁舎と言われているんですけども、役場の本庁舎と見ていいのか、その辺のところ。またどこか新たに移転する可能性があるのか、これをずっと永久的に役場庁舎として使っていくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。
- 議長（阿部六平君） 総務部長。
- 総務部長（平野公三君） 今回、仮設ということで国のほうにはお願いをしました。つまり、新たなものをつくることについては補助が出ないということですから。ただ、何億もかけるわけですから、ここ1年、2年ということではないということ。やはり今回の提案の中には仮設庁舎ということでしか表現はできなかったということでご理解いただきたいと思います。
- 議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。
- これより、議案第57号大槌町役場位置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
- 本案の議決については、地方自治法第4条第3項の規定により出席議員の3分の2以上の賛成が必要となります。ただいまの出席議員数は13人です。その3分の2は9人です。
- 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 大槌町部局設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第58号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第58号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第1条、部局の設置の総務部の次に総合政策部を追加するものであります。

第2条、分掌事務第1号の次に第2号として総合政策部を追加し、所掌事務をア 町政の総合的企画及び調整に関する事項、イ 特命事項の調査、研究及び処理に関する事項とするものであります。総合政策部の追加に伴い、第2号以下の各号がそれぞれ1号繰り下がります。

次のページをお開きください。

改正前の第3号、産業振興部のカ 国土調査に関する事項については、改正後の第5号、地域整備部のオ 国土調査に関する事項に所掌事務を移行するものであります。

改正前の第5号、復興局の事務分掌中の「総合的な企画及び」「並びに特に定める施策の推進」を削除するものであります。このことにより、総合的な企画及び特に定める施策の推進については、今後総合政策部が所管することになります。

この条例は、本年7月17日から施行することとしております。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 総合政策部ができるということは総務課を総務部にして、財政だとかそういうものを統合して総務部となっております。今の説明だと復興局の一部が総合政策部になっているというお話ですけれども、組織的に見ると総務部で所管している課があって、復興局で所管している室があって、こちら辺が取り合いをして総合政策部という編成スタイルということなんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 組織的には、総務部の次に総合政策部を設置します。その中には、課が総合政策課という形で1課が入ります。所掌事務につきましては、それぞれ

現在持っている復興局等々が持っている企画ものを総合政策部のほうに移行しながらということになりますが、先ほど説明の中にありましたとおり、中長期的な観点で町の将来像の実現に向けて、ソフト面のまちづくりを一層推進したいという意向の中で、町政全般を別口で町政全般を企画及び総合調整の機能を強化したいということで今回新たな部を設けるものであります。ですから、総務部の中の企画課の財政とか、あとはいろいろな部分をその中で総合政策のほうに移行したのではありません。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ということは、部長職が兼務になるのではなくて、新しく部長制をしくのか、それとも副町長とかどなたかがまた兼務体制になるのかという位置づけとどうか、そういうものはどうなんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 部長職を置きます。単独で置きます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 私のほうは、国土調査の部分について。本来ならば産業振興部ということで、復興の期間だけ地域整備部にするのか、地域整備部でこの際ずっと、大槌町は国土調査をしていないところもまだあるということで、それが全部終わるまで地域整備部に持っていくのか、前に戻すのか。これはうたっていないんですけども、そのままでもいいんですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回、事務分掌を移行するということは、ずっと地域整備部でやるということになります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第58号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第59号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第59号工事請負契約の締結について。

1、契約の目的 23災集落1号 漁業集落環境施設（処理場土木建築）災害復旧工事。

契約の方法 指名競争入札。

契約の金額 1億479万円。

契約の相手方 岩手県盛岡市本宮五丁目5番5号 株式会社タカヤ 代表取締役社長 望月郁夫です。

次のページをお願いします。資料になります。

入札の年月日は、平成24年6月26日に入札しております。

指名業者については、株式会社板宮建設から以下23の業者になります。

工事の主な概要なんですけど、まず処理場土木については外構の復旧工事です。手すりとかフェンス等、処理場の建築については屋根工事、建具等の工事になります。あと、処理場の建築附帯なんですけど、主に換気設備が大きい割合を占めております。

処理場の電気のほうなんですけど、排気口の設備と動力設備が主な工事を占めております。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この中身についてなんですけど、いつも入札になったときの価格、今は何%で落札したのかという価格表が議会が終わった後に届けられるというような状況なんですけど、議会の日に資料として添付できないものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 入札の結果報告につきましては、入札が終わった都度議会へ報告しております。ただ、1週間、2週間、間があいたかもしれませんが、終わった報告するようにしております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） できれば、ここに付けてもらえれば大変ありがたいと思いますので、よろしく検討のほどお願いをいたします。以上です。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 吉里吉里ですよ。トータルでいきますと3億5,600万円ほどになりますが、これはもともと幾らで施工した建物ですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 処理場等については、管路設備含めて46億9,600万円です、全体で。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 今回査定を受けて結局3億5,000万円認められたわけですよ。その災害査定を受ける基礎になったものは幾らですか。結局5億円があって災害査定を受けて3億5,000万円の補助で直すという。46億円って全体ですかね。あの建物が大体どの程度の価値があって出るのか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） まず、建築と電気、機械を合わせると15億5,000万円です。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第59号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第60号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第60号工事請負契約の締結について。

契約の目的 23災第集落1号 漁業集落環境施設（処理場電気設備）災害復旧工事です。

契約の方法 指名競争入札。

契約の金額 1億1,718万円です。

契約の相手方 岩手県盛岡市高松二丁目20番5号 東洋電業株式会社 代表取締役
佐々木 徹です。

次のページ、お願いします。資料になります。

入札の年月日なんですが、平成24年6月26日でした。

指名業者は、相光電気株式会社ほか17社になります。

一応工事の主な概要なんですが、電気設備に関しては、大きいのは受電盤、あと動力
制御盤4面、あと計装盤が主な工事になります。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第60号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

○

日程第8 議案第61号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第61号工事請負契約の締結についてを議題といた
します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第61号工事請負契約の締結について。

契約の目的 23災第集落1号 漁業集落環境施設（処理場機械設備）災害復旧工事で
す。

契約の方法 指名競争入札。

契約の金額 1億3,419万円になります。

契約の相手方 宮城県仙台市青葉区立町1番3号 共和化工株式会社東北支店 支店
長 土生正元です。

次のページをお願いします。資料になります。

入札年月日は、平成24年6月26日でした。

指名業者は、株式会社荏原製作所ほか7社であります。

工事の主な概要なんですが、破砕機、あとは攪拌装置、それから紫外線消毒装置、汚泥脱水機が主な機器になります。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松君。

○7番（小松則明君） どこで聞こうかなと思っていましたけれども、これが最後なのでここでお聞きします。

あその施設、施設なるもの、大槌町全体の地盤が下がっています。あその排水の最後の流末処理して排水が出るところ、皆堤防のところに出ています、あそこも下がっています。ということで、下がっているということに対して、満ち引きの、よって逆流はありますよということで、ある程度前も来ていたと思うんですけども、それ以上に今もっと言うなれば逆流したときの対応策も今回のあれに入っているのか。そういうのではなく、とりあえず災害査定だからそれは別口ですよということなのか、お聞きしておきます。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 確かに今の放流渠は延々と防波堤のほうに向かっていっているんですけども、今のところ査定の中には入っていません。ただ今後、地盤沈下は全体沈んだので逆流してくる場合は着弁をつけたり、あるいは出ていかなければ圧送をかけることを考えなければいけないと思います。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○11番（岩崎松生君） 少し私の聞こうとしたところを小松議員さんが聞いてくれたので大体わかりました。ただ、これから放流先のほうになると思うんですが、その放流先のほう、逆流というのも考えられますので、その点はこれからだと思いますが、先ほどから漁業集落の部分、全面に出ているのですが、なかなか専門家でなければわからない。電気の部分、それから機械の部分、何かカラーで色分けして、ここの部分を直してとか、そういうところを少し親切にわかりやすくやってもらえれば。

それからもう一つは、入札何%で落札したとかというのを、課長はいつも親切に何%で落札したとか、聞かれれば言われるかなと思ったんですけども、この3点、もしよかったらばどのくらいで落札したのか、お願いします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 3件の落札についてお答えいたします。議案第59号の処理場の建築なんですが、これについては97.97%です。これは入札は1回になっております。

そして、最低制限を下って欠格になった業者が2社ございます。そういった状況です。入札のほうは24社指名しているんですが、16社辞退といった状況になっています。

それから、処理場電気設備なんですが、これについては18社指名して7社辞退、11社参加していますが、落札率は90.18%、入札は1回、それから最低制限を下回った業者は4社となっております。それから、61号の処理場機械設備なんですが、これについては8社指名して7社参加している状況で、落札率は99.16%、入札は1回、欠格者なしという状況になっています。

以上です。

○議長（阿部六平君） 岩崎君。

○11番（岩崎松生君） 今の内容を聞いていますと、結構辞退している会社も多い。これから復興に向けていろいろな入札があると思うんですが、そのところを考えると、こういう辞退、あるいは流れるという事態が発生してくれば、これは復興にも影響してくるんじゃないかなと思います。その辺はどう踏まえているんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 確かに辞退パーセントも多いです。今回も建設業関係で、町内にA級はないものですから、釜石のA級でやるかという話もあったんですが、今回は県外に本社を持ったA級に入札に参加してもらっています。そういった状況で、広げていかなければならないと考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 機械、電気、土木いろいろありますから、それはそれでいいですけども、これからの漁村集落の事業の今やっている地域は、物すごく地形が変わったわけです。例えば吉里吉里は吉里吉里なりに盛り土して、高くなるとか。そして浪板もそのとおりなだけけれども、そういう関係でいったときに、例えば10メートルなら10メートル土盛りをするといったときに、今現在の道路に管が入っているわけなだけけれども、これから都市計画の中で道路の拡幅だとかその他が出てくる。そういうときには新たに管の埋設はやり方を変えて新しいとってはなだけけれども、そういう方向でやるのか。それとも今のままで、例えば10メートルだの下に道路があるだけけれども、そのままやるのだから、それが1点。

今仮設住宅があつて、その仮設にはそういう浄化槽がある。簡易といえば簡易、そういう浄化槽があるだけけれども、そしてまた浪板の既存の浄化槽も今ある。実際にはあ

る。吉里吉里まで流れてきていないという。それが、今の場所がそれこそ、直されることによって、ああいったものが全部すべて吉里吉里のほうまで処理場まで来るんだか来ないんだか。その辺のところをお伺いしたい。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） まず最初のご質問、かさ上げされるところとの管渠の取り扱いなんですけれども、やはり深さ加減になるんです。今、管路は自然流下で下におりていって、そこからポンプアップして吉里吉里へ行っていましたが、例えば土かぶりについては1.2強からどんどん自然流下で深くなっていって、例えばそのところが最低でも2メートルも掘れば、もとの管が3.5メートル、もう修理できない状態になりますので、それらについては補助事業を使って布設し直す予定です。

それから、今ある浄化槽等については、国道に入っている圧送管なんですけど、あそこは現在、今使われております形態をしていますので使っていませんけれども、ここはやはり吉里吉里の処理場へ向かわせるようにしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第61号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第62号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第62号損害賠償の額の決定及び和解についてご説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方 所有者は大槌町吉里々々第9地割4番地 大槌町吉里吉里第2仮設団地7-5 野崎泰宏であります。

2、損賠償の額は72万9,183円であります。

3、和解の内容は、(1)として、大槌町は、相手方野崎泰宏に対し上記2の額を支払う。(2)として、相手方野崎泰宏は、大槌町に対して、本件に関し今後上記金員を除き一切の請求をしないとするものであります。

4、損害賠償の原因は、本年6月7日午後1時15分ごろ、大槌町吉里吉里一丁目1番20号付近の町道吉里吉里4号線を走行中、道路上のグレーチングを踏んだ際、グレーチングがはね上がり、車両に損傷を与えたものであります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。野崎君。

○12番(野崎重太君) 町道だから、事故が、グレーチングがはね上がったというけれども、それはしようがないといえましょうがない、何ともならないんだけれども。例えば側溝でも何でも、津波によって側溝のふたがなくなっているときもあるわけだ。そういうときに、まさかガタンと側溝の中に車のタイヤを外したとか、それで傷をつけたときは、そういうときはだれが見てくれるのか。それもやはり町の責任なのか。そういうときは。だから、平時のときのことはわかるけれども、今これだけどこがどうだかわからないでさまざまあるわけだから、そういうときに例えば側溝にふたがいつもあるべきものがなくなっていたと、タイヤを外したと、そしてガクッとなった、傷ついた、さあ、町のだれかが来た、それはやはり町長が悪いのか。そういうところをお伺いしておきます。

○議長(阿部六平君) 地域整備部長。

○地域整備部長(土橋清一君) やはり、因果関係というか今回の場合は、場所ローソンの問題だけちょっと国道と並行して上がってきて、真ん中に水路がある。人が歩いてきた、余計少しだけタイヤが側溝に乗って、たまたまはね上がったという通常ちょっとないことなので。ただ、やはり今こういう状態というのは、町内にいる方でも多分こういう状態というのは知っているので、どっちかという運転等を十分注意してもらっているつもりです。ただ、もしそうなった場合については、やはり誠意を持って対応というか、ごめんなさいって言いたいです。

○議長(阿部六平君) 東梅 守君。

○3番(東梅 守君) 今ごめんなさいという発言がありましたけれども、ごめんなさいで済めばいいんですが、例えば至るところグレーチングに限らず側溝のふたがあいているところがありますよね。例えば、ああいうところに転落して死亡事故等が出た場合、

これはやはり請求された場合、町は責任をとると。その辺考えてきちっとやっていかないと本当に大変なことになります。今のところ大きな事故がないから、物で済んでいるからいいんですが、生命にかかわるようなことがあったときにどうなるかという問題です。ですから、その辺きちっとやって通行どめにするならする、その辺をきちっとしたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） それで、4月から各浸水区域内の路線について、今の側溝ふたが飛んだところ、あと側溝のミミが欠けて側溝自体が機能しないもの等は、順次とりあえず幹線ルートから発注済みになって、今さらにつけている路線もあります。今後、引き続き順次、そういうふたがないようなところは直していくことで進んでおります。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 順次ということなんですが、順次には時間があるわけなんです。その時間の中に事故が起きないとも限らない。だから、そういう対策というのはきちっととられなければいけないと思うんです。ですから、これを例えば早急に緊急の方法で知らしめるとか、何かかんか手当てをしないと、もしきょうにでも事故が起きた場合に、またこの損害賠償が発生してしまうということになります。ぜひその辺の対策をとっていただきたいんですが、いかがですか、その辺。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 側溝の問題ですが、津波が来ない前でも側溝にふたがかからないところは、いっぱいあります。それは当然、管理者として予想できないところに側溝のふたがあるべきところになかったと。そうしたら、例えば水がいっぱい入って見えなくなっていたとか、そういう場合は、当然それは管理者責任になるかと思いますが、ただ一般的にないところを走ること自体は運転の前方不注意といったらいいか、そういう部分もありまして、一概にその側溝に落ちたから管理者責任になるというものではなく、やはりそれはそのケースによってなってくるのかなというふうに思います。

それからもう一つは、そういう意味で、それはそれとしても、道路が津波によって傷んでいるのも事実でございますので、部長が言うようにそれは災害で査定をとったのもありますし、それはもう問題になっていけばそれまでですけども、いずれにしてもそ

ういう危険箇所については早目に直していくという考えでいますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 副町長さんに文句言うわけではないけれどもね、そうしたときにあそこはさっき言っているとおり、道路の真ん中に側溝あるんですよ。それは工事をしたのだから、それはだれかが来たというそれはいいけれども、私に言わせれば運転が未熟だと思うよ。真ん中さえ通っていけば何もグレーチングが外れることはないと思うし、上がることもない。はじを通ったから、上がったんだ。だから、側溝の中にわざと行ったんだけど、果たして何でも町の、町の中だからという、そこだけ言いたい。別に、決まったことは決まったことでいいんだけど。それまでやったら全部なるんじゃないかなとか、そういう思いがあるだけだから。ちょっと話してただけです。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 今回については、グレーチングがついています、その上を通ってもいいという道路なわけです。それがたまたまこう来たらばはね上がったということですから、これは当然やはりはね上がらないように道路管理者として管理するのが妥当であります。したがって、今回のそういうような賠償ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第62号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時40分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時27分

○

再 開

午後2時40分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第10 議案第63号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第63号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第63号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額9,735万4,000円は、災害公営住宅整備事業等の復興交付金事業に係る災害復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額3,333万3,000円は、消防ポンプ車購入費に係る消防防災施設災害復旧費国庫補助金であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額3億5,260万5,000円は、災害公営住宅整備事業及び道路計画調査設計業務等の復興交付金事業に充当する東日本大震災復興交付金基金からの繰入金であります。

18款繰越金1項繰越金、補正額7,940万6,000円は、前年度繰越金で今回の補正財源としてその一部を計上したものであります。

19款諸収入4項雑入、補正額73万円は、賠償金に係る総合賠償保険金であります。

2 ページをお開きください。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額4,115万円は、復興まちづくり会社出資金及び特定課題調査計画作成業務委託料等であります。

3款民生費2項児童福祉費、補正額386万8,000円は、すこやか子育て医療給付費等であります。

6款農林水産業費3項水産業費、補正額550万円は、漁業集落排水処理事業計画調査設計業務委託料に係る特別会計への繰出金であります。

8款土木費2項道路橋梁費、補正額1億493万円は、寺野、安渡、赤浜及び浪板地区の道路計画調査設計業務委託料等であります。

4 項都市計画費、補正額8,158万円は、都市計画道路町方大ケ口線及び（仮称）大ケ口大橋線整備事業に係る測量設計業務委託料等であります。

5 項住宅費、補正額2億7,640万円は、源水、大ケ口、柵内及び三枚堂地区の災害公営住宅整備事業に係る用地費及び測量設計業務委託料等であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額5,000万円は、津波で被災した安渡、赤浜及び浪板消防屯所の消防ポンプ車の災害復旧費による購入費であります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。本案に対しまして、阿部俊作君外2名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。阿部俊作君。

○5 番（阿部俊作君） それでは、説明をいたします。

まちづくり復興会社ということについて全員協議会で6月に出された資料と、またきょう出されましたけれども、町の保有株数等また違いが出ておりますし、この復興株式会社が、いまいちどういう事業をするのかよくわからないものでありますので、もう少し十分審議するべきものと思ひまして、ここに予算案の復興会社に係る全額の修正案を提出したわけでございます。

まず、これはきょうの資料提出する前に書いたものでございますけれども、この新会社の株式保有者はどのような方々を想定しているのかがはっきりしておりません。会社設立資本金は現在は幾らでもよいはずですが、出資金の根拠はよくわかりません。また、この会社が広く町民に知らされ、町民の皆さんの理解が得られるのか。事業がいろいろ並べられておりますが、実際にどのように計画され、実施されるのか。また、この事業に対して地元業者との兼ね合いはどうなるのか。そして、スタッフ5人から始まりますが、あげられた事業をこなせるのか。また、役員体制はどうなっているのか。事業利益による利益配当は行わないといいますが、株式会社に出資して配当金のない出資とはどういうものなのか。民間の活動と手法、活力を最大限に生かすPFIやPPP手法の導入とありますが、PFI事業を導入する場合、VFM（バリュー・フォー・マネー）のポストの比較ですが、どこのだれがどのように評価をなさるのか。また、出資金5,000万円以上を予定していますが、上限は設定していないのでしょうか。

ということで、きょうはここに1億円の出資金額が出されているようでございます。また、株式発行個数、金額によって出資金は決まりますが、上限を設けない場合、大槌町出資51%以上を確保するため、さらに公的資金が投入されることはないのでしょうか。大槌町では、当初他の市町村と違い優秀な方々の応援をいただき、副町長さん3人体制で復興局を創設し、さらに部課長さんクラスの応援をいただいております。それでもなおマンパワーが不足で、復興まちづくり会社が必要なのでしょうか。

第三セクター復興まちづくり会社を全面否定しているわけではありません。事業によっては、第三セクターがよい場合もあります。今回、その第三セクターの事業がいまいちよくわからないので、十分な審議を尽くすべきことから復興まちづくり会社の出資金に限り修正案を提出いたしました。よろしくご審議いただきたいと思います。

まず、議案第63号平成24年度大槌町一般会計補正予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第63号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第63号平成24年度大槌町一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中、5億6,342万8,000円を5億3,292万8,000円に、306億6,208万円を306億3,158万円に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。ということで、ここには復興まちづくり会社に関して計上されておりました3,050万円の金額を収入、歳出とも引いて計算したものでございます。

なお、2ページの歳入に入りまして、東日本大震災復興交付金繰入金の中の補正前の額について、1,000円の減額はありましたけれども、ここの部分だけほかの予算と違っておまして、計算してましたらば、これは記入間違いではないかと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

2歳入。9款地方交付税1項地方交付税。

進行します。13款国庫支出金2項国庫補助金。

進行します。17款繰入金2項基金繰入金。（「進行」の声あり）

18款繰越金1項繰越金。

19款諸収入4項雑入。（「進行」の声あり）

2 ページ。歳出。2 款総務費 1 項総務管理費。後藤君。

○10 番（後藤高明君） 実は、ちょっと結論から言いますと、提出議案の手順についてちょっとおかしいのではないかなと思うんです。今まで全員協議会をやったり、議会運営委員会をやってきたわけです。それで、きょう何を質問しようかなと思ってメモをしてきたんですが、復興のための会社と言われても仕事の内容が広範囲、多岐にわたっているので、町長さんはどういうお考えを持っているのかなということをお尋ねしようと思ってきました。どういう会社のイメージなのか、私たちは全然わからないんですから。

それで、きょうになって何でこういうのがあるのに、全協だとか議会運営委員会なしで、議員の皆さんのご意見を聞かないのかなとすごく疑問を感じるわけです。きょう、ぱっと中身を読みましたらば、もう本当に大変な仕事内容なんです。

あと気にかかるのは、結論から言うと早く計画を出してもらえればよかったんです。そうすればこんなにそんなにとか、どういう人が出資するのかとか、そういうものがわかれば、より安心するわけです。これに書かれているのも大槌町は3,000万円かな、

「その他関係団体」、どういう関係団体なのか。「及び金融機関」、しかも「等」……。

○議長（阿部六平君） 後藤議員さん、提案についてはあれですから。修正案の後でできますので、それはそれでやっていきます。

○10 番（後藤高明君） いや、修正案のほうをやればいいの。

○議長（阿部六平君） 修正案もやりますので。議案についての今……。

○10 番（後藤高明君） 当局から出されたものには、質疑ないの。

○議長（阿部六平君） ただいまやっていますけれども、内容が……。

○10 番（後藤高明君） では、結論。早くこれを出してもらえればよかったなど、そういう感想を持っています。以上です。

○議長（阿部六平君） ただいま議案に対する質疑をやっておりますので、よろしく願いします。

3 款民生費 2 項児童福祉費。

6 款農林水産業費 3 項水産業費。

8 款土木費 2 項道路橋梁費。東梅康悦君。

○6 番（東梅康悦君） 震災前のことと今のこの状況を比べるのも何かとは思いますが、設計業務委託料という広い意味でお聞きしたいと思います。

震災前は、この手の委託料も入札をかけてやったかと思っております。今回こういう状況ですので、業務のスピード化、あるいは多様化等々もあって、こういう入札等の手続を踏まないで委託料に上げてきたのかなと私自身はそう解釈しているわけでございますが、そこら辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） これらすべて委託料、要するに道路をつくる前の設計委託、道路幅をどうするかとか交通量はどうなるのか、また造成となると道路の曲がったところを真っすぐとか、それらの基本設計委託ということです。（「それは、入札なしということでしょう」の声あり）ええ、今選定しているんですが、これらについて今、東京建設コンサルティングというのがあるんですけども、一応震災後、国の直轄事業で町方等を、それからいろいろ地域復興協議会等でこうでないかとかいろいろ町の地形とか適正、外の知識を入れた業者、大槌町内、でスピード感とか、それらを考えるとその業者が妥当かなということで、今検討しているところです。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 今、道路の関係でお聞きしたんですけども、このページにも結構なそういうたぐいの委託料があるわけです。だから、私は広い意味でお聞きしたわけです。

例えば、震災前のことを言うのはタブーなんですけれども、給食センターなどをつくるときも結構、業務委託の関係は入札を行いましたよね。あとは、アサヒのところをつくるときも委託とか測量設計業務委託料というのを入札したはずなんです。ですので、業務の多様化とスピード化が必要なわけであるから、そういう入札の手続を踏まないで、早い話随意契約ですか、そういう方法をまずとるんですかという質問なわけです。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 今、部長が言ったように、単品の個々の道路をつくるという設計であれば当然これは随契ではなく入札ですし、今までもそういう形でやってきました。ただ、今回のこれらの道路、あるいは下に都市計画もありますが、これはすべて復興計画の中の全体の道路をどうするかという形なわけです。これもまた原則は入札なんですけど、ただ、今までの復興計画を委託してつくってきた経緯の中で、その業者というのはそういう人を、今までの経緯をわかっている業者で設計したほうがスムーズにいくのではないかとということで、先ほど言ったような形で。原則はそうですが、ただ、

今の復興計画の全体の道路をどうしていくかということになると、どうしたらいいのかということについて、もちろんまだ予算段階で結論は出ていませんが、そういう意味合いで業者についてはこれから検討いたします。それはご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

それで、次にも出てくるんですけども、次のやつは都市計画費の中でちょっと先走ってしゃべるんですけども、この場合などはポイントの事業になるわけですよ。例えばですよ、今私が言っているのは広い意味の委託料ということになるので、だからそこから辺、従来であれば入札をかけてやっていたんです。だからこういう情勢ですので、スピード感と業務の多様化によってあとは複雑化になるでしょうから、今後こういう業務委託に関しては、単独のものであっても随意契約でいくような方法を役場としては考えているのかどうかという、広い、大きな質問なわけです。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） ご質問の趣旨は、十分。ただ、公共団体の契約は本来なら一般競争入札、あと指名競争入札。随契というのは特別な場合ということになりますので、先ほど説明したような条件が整わない限り、単品のを随契する相手がどういうために随契するのかという問題がありますので、その辺で随契できると思いますし、スピード感を持ったと、それも一つの条件になりますが、その辺はいずれにしても復興に向けてスピード感を持って執行していきたいと思っています。

○議長（阿部六平君） 都市計画費に入ったようですけれども、4項都市計画費。（「進行」の声あり）進行します。

5項住宅費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 細かいことで大変恐縮なんですけど、歳出の部分で10番の企画費のところにもあったんですけど、土木費のところにも普通旅費とあります。この内容について説明をお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 災害公営住宅に伴うものと、うちのほうでいろいろ土地の取得、個々の土地業務に伴う取得、結構震災前の状況と違って、要するに勉強会にいかなければならないことも結構あるんですよ。そういうものと、あとは災害公営住宅の

中で特に今後の町の住宅のつくり方、モデルというか、そういうものの勉強会もありますので、それらに行くための旅費等です。（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 9款消防費1項消防費。小松君。

○7番（小松則明君） 簡単にお聞きします。

これが消防ということで、主に車両費ということですが、先般、行政組合からいろんなものからもデジタル化ということで、この間もお聞きしたんですけれども、大槌町でも消防団、それから広域いろいろありますけれども、消防団に対してのデジタル化のこれからの先行きということを絡めてどうなんでしょう。これからの周波数とか、何波になるのか、デジタルの消防団の周波数を幾らもらえるのかということも念頭に入れて進むんでしょうか、それをお願いします。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩館宣彦君） 事務組合のほうと協議いたしまして、必ず消防団のほうにも何波かが割り当てられると思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 再度、お伺いします。

消防課長、実際の話、あのとときの震災、何回も言いますが、震災1波の、1波ですよ、1つのチャンネルだけではパンクして、結局消防団員が連絡がとれなかったというのも実際の話。だから、言うなれば予備のチャンネルとか、そういうのがあればどのぐらいの消防団員が助かったのかというのを私は言いたいです。だから、そのぐらい非常時のときの無線というものは大切だということ添えておきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） すみません、ちょっとしたことですが、ここは安渡、赤浜、浪板、これらの流された部分の消防車3台分だけですが、ただ5,000万円ということですので、ちょっとこの中身を教えてください。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩館宣彦君） 2分団2部と2分団3部は普通の消防ポンプ自動車、3分団3部については、可搬積載車のポンプ自動車でございます。普通ポンプ自動車は2,000万円、可搬ポンプ自動車については1,000万円と試算しております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 次に、修正案に対する質疑をします。質疑を終結いたします。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 今回の3号の補正でございますが、この中には復興に向けた予算が計上されております。今回ご提案されております修正案でいきますと、この執行ができないという状況になりますので、その辺をお酌みいただければと。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私が修正を求めているのは、復興まちづくり会社の出資金に対してのみでありまして、これについてはお返しして、もう少し考えてほしいということでございます。ここだけを修正して、ほかの部分については一切異議ございません。よろしく。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰） 歳入も減額になっていきますので、この歳入を見込んだ歳出の予算計上をしておりますので、これが減額になると、先ほど言いましたように土木関係の復興に向けた調査事業ができないという、支障を来すというふうになります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 2番に関して歳入歳出、入って出る、これが同一と考えましたもので、それでどこに返すかという、一般財源に返すということでプロの皆様のことでいろいろ返す分には対応できるものと思います。それで、支出に関してここの部分についてはもうちょっと考えるということで、今回はここの部分に関して修正を出しているところであります。よろしく。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 基金の繰入金を減額しているんです。基金の繰入金は、復興に向けた事業を充当としているわけです。したがって、ここが減額になるということは、復興の歳出に支障を来すということです。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 復興基金からの繰り入れということで、歳入という読み方をしたものですから。それで、私は修正案として出しているのは、総額の第1条中の金額5億6,342万8,000円を5億3,292万8,000円に、それから306億6,208万円を306億3,158万円に改めるということで、ここの歳入歳出の総額を修正案として申し上げておりまして、説

明としてこちらのいろいろどこに書いたらいいかということをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 予算は項までが議決事項ですので、だから、そのような事情についてはこのとおりもちろん減額でしたよね。だから私が言っているのは、基金の繰り入れは減額しているんですね。これは、いわゆる復興事業の中に充当されるわけです。それが、減額になるということは、復興事業の財源がなくなる、不足するという形になります。（「議長、ちょっと暫時休憩したほうがいいな」の声あり）

○議長（阿部六平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時11分

○

再 開 午後3時48分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

○議長（阿部六平君） 町長に発言をお願いします。

○町長（碓川 豊君） 先ほどの修正議決を求めるまちづくり復興の会社に対する支出について、いわゆる議会に説明不足という一口に言うとそういう皆さん方の議論があったわけですが、議会運営委員会のほうで修正という議決というよりは凍結という話が聞こえてまいりましたので、今ここでこの全体の予算を否決ということになれば、復旧・復興の予算も計上されていますという経緯から、否決になると瑕疵ある議決にもなりますので、一たんこの3,050万円については、この議会の後にさらに皆さん方に説明をした上で進めてまいりたい。そうした視点からは、この予算については一たん可決していただいて、凍結した形でやっていただければと。そのように思うところでございますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 新会社の予算執行を凍結ということでよろしいわけですね。そのように聞きましたので……。執行を凍結ということ。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 阿部議員さんから予算については内容がよくわからないという話でございました。そして、議会運営委員会のほうで凍結という話もあったようでござい

ます。これ以上混乱を招くよりは、一たんここで可決していただいて、内容については、3,050万円については一たん私どものほうで執行を凍結したいということでございます。この可決後、私どものほうでよくよくわかるように説明していきたいと思っておりますが、この内容については、全員協議会のときも説明した経緯があって、私どもとすればそれは納得というか、一応は説明したものとして理解していただきましたので、その辺についてはさらに議員の皆様によく説明を申し上げたい。そういう機会をつくりたいということで、何とぞこの補正予算については復旧・復興の予算も計上されていますことから、よろしく審議の上、可決していただきたい、このように思うところであります。

○議長（阿部六平君） 野崎君。

○12番（野崎重太君） 町長さん、あなたは今この予算をただ凍結という言葉を使っているけれども、あなた方がこの予算を出すときには大槌町を真剣に考えて、これからの大槌町を復興に向けてスピード感を持っていくと、それにはどうすればいいかという思いのもとに新しい会社をつくろうとしたのではないのですか。今、それこそ災害の復興のこともある、三陸縦貫道の道路の問題もある、その地域地域によっては一緒になってぶつかり合っている。今、役場の人間はそれこそ人数も少ないし、早くやりたくてもスピードが出てこない、そっちもこっちも、どっちかといえば役場の人間がやるのはマニュアルどおり1足す1は2というやり方でやっていこうとする。ただそこに、一つの民間の導入があれば縦貫道路の移転者の問題、災害のこれからの駅の問題、それを上手にくるめながらやっていけるのは民間の力だ、実際的には。そういうときに、スピード感が出てくるというのは、私は全協のとき言いました。どちらかといえば第三セクター的なのは私は余り成功がないから嫌いです。だけれども、今こういう災害で次の復興に向けてというときには、スピードがなければ我々仮設住宅に住んでいるのだってとんでもないことになっている、いつまでもいつまでも何やっているんだと。そういうときに、新たにそういう新しい考え方でこういう会社をつくってやっていこうという、ここにいる人たちは一時はあのときはそういう言い方をしたけれども、真剣にやってくれて第三セクターを作ってくれという言い方をしたけれども、出す限りは否決になるのか可決になるのかあやふやだから凍結だとそういう言い方しないで、否決になったら議会の責任だ。自分が自信を持ってやったんだったら、可決になるように。おれは自信を持って町の復興に向けてやっていくんだという、そういう心意気を私は欲しいですよ、本当に、実際的に。その場しのぎの凍結すればいいんだ、凍結だからすぐ溶けるんだから。そん

なやり方ではなく、私は絶対こうしていくんだ、否決するならしてくださいと。だれが皆否決するか賛成するかまだ決まっていない。一部の人が騒いでいるんだ。そういうところも考えながら、議会にあなたは議会でゆだねる、そういうさまざまなことを言っているんだから。だったらあんだやってみろと。そのぐらいの勢いでやらなかったらどうするの、いつまでもいつまでも。以上。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の修正案についての……。阿部君。

○5番（阿部俊作君） 復興会社について地元商店街初めいろんな業者、事業内容が含まれていることから、十分な話し合いということでこういう提案をしました。この予算執行に当たって町長は十分な説明、みんなの理解のもとに進める、その間凍結するということをおっしゃいましたので、私はこの動議を取り下げたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の修正案について、撤回することに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） 修正案の撤回を許可することにいたします。

次、討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第63号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第64号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第64号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第64号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,500万円は、復興交付金事業に伴う震災復興特別交付金です。

2項基金繰入金、補正額1,500万円は、復興交付金事業に伴う復興交付金です。

歳入の合計は補正額3,000万円で、20億2,525万4,000円となります。

2ページをお願いいたします。

歳出です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額3,000万円は委託料で下水道事業計画調査設計業務委託によるものです。この業務委託料は復興交付金に伴うもので、汚水量の算定、処理場能力の確認及び変更認可等に伴う基本設計であります。

歳出の合計は補正額3,000万円で、計20億2,525万4,000円となります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

補正。歳入。5款繰入金1項他会計繰入金。（「進行」の声あり）

2項基金繰入金。（「進行」の声あり）

6ページ。歳出。第2款下水道事業費1項下水道整備費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第64号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第65号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第65号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第65号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入です。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金、補正額550万円は、復興交付金事業に伴う震災復興特別交付金です。

2 項基金繰入金、補正額550万円は、復興交付金事業に伴う復興交付金です。

歳入の合計は補正額1,100万円で、7億3,678万4,000円となります。

2 ページをお願いいたします。

歳出です。

2 款漁業集落排水処理事業費 1 項漁業集落排水処理施設整備費、補正額1,100万円は委託料で、漁業集落排水処理事業計画調査設計業務委託によるものです。この業務委託料は復興交付金事業に伴うもので、公共下水道と同じように汚水量の認定、処理場能力の確認、変更認可等に伴う基本設計であります。

歳出の合計は補正額1,100万円で、7億3,678万4,000円となります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

歳入。4 款繰入金 1 項他会計繰入金。

2 項基金の繰入金。（「進行」の声あり）

歳出。2 款漁業集落排水処理事業費 1 項漁業集落排水処理施設整備費。（「進行」の声あり）

進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第65号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後4時04分

上記平成24年第6回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員